

中国インターネット関連企業を取り巻く環境 アリババなどへの規制は、業界の健全な発展にプラスの面も

2021年4月14日

お伝えしたいポイント

- ・ アリババグループへの処罰は市場での懸念に比べ限定的
- ・ ネット関連企業への規制は、中長期の産業発展にポジティブな面も
- ・ 政府はインターネットプラットフォーム事業の発展を支持すると表明

アリババグループへの処罰は市場での懸念に比べ限定的

4月10日（現地、以下同様）、中国国家市場監督管理総局（以下、監督総局）はアリババグループ（以下、アリババ）に対して、2015年からの出店テナントに強要した「二者択一※」が独占禁止法に抵触することを理由に、罰金および行政命令を発表しました。具体的には、2019年度の国内売上高の4%にあたる182.28億人民元（約3,000億円）の罰金を課し、今後3年に亘り業務改善の自主点検報告書の提出を命じました。

※二者択一とは、アリババ以外のネットプラットフォームに出店しないよう求めること。

但し、下記の観点から、処罰の内容は市場が懸念していたものに比べて限定的と考えます。

①中国では、独占禁止法に抵触する場合の罰金について、最大で前年度販売額の10%と定めており、今まで最大の罰金は2015年2月に米クアルコム社に命じた前年度販売額の8%でした。しかし、今回アリババに対しては前年度販売額の4%にとどめているため、ある程度抑制された処分と受け止められます。

②罰金の理由に関しては、「二者択一」が禁止条項である「正当な理由がなく、取引相手の他社との取引を制限し、市場の支配的地位を濫用」に抵触したと指摘することにとどまりました。これまで政府からは「ビッグデータを悪用した消費者への差別的行為」や、「生産価格を下回る値段での販売」などを問題視する発言もありましたが、今回これらへの処分はなかったため、アリババのビジネスモデルが懸念されていたほど制限されない可能性が高まったと考えられます。

③市場では、政府がアリババに対して非中核事業の売却命令を出すことも懸念されていましたが、今回、このような事業売却命令は出されませんでした。

アリババの株価に関しては、2月7日の「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」の発表を受け、同社への制裁が懸念されたことで、軟調に推移していました。しかし、今回の処罰が市場の懸念に比べ限定的だったことから、4月12日の株価は大きく上昇しました。

アリババの株価推移

(香港ドル)

(2021年2月1日～2021年4月12日)



(出所) ブルームバーグ

ネット関連企業への規制は、中長期の産業発展にポジティブな面も

■ 当面は規制は続くも、過度な締め付けへの懸念は杞憂

最近、中国政府がインターネット関連業界に対して規制を強めていますが、これまで同業界に対してはほぼ規制がありませんでした。ネット関連企業の巨大化に伴い、不当競争などの問題が顕在化したことや、2018年以降、欧米において巨大ネット関連企業に対する規制が強化されたことなどから、中国においても2019年末から規制導入の動きが強まりました。

独占禁止分野におけるIT業界への法整備に関しては、2020年1月2日に発表された「独占禁止法改正法案（意見募集稿）」で、今まで対象とならなかったインターネット分野において認定基準を追加したことが発端となり、法整備が本格化しました。その後、2021年2月7日に監督総局が「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」を発表したことで法整備が一段落しましたが、規制の内容に関しては事前予想ほど厳しくなかったことで、市場に安心感が広がりました。市場では、2020年11月に公表された同指針に関する意見募集稿を受け、ネット関連企業への独占認定が容易になることを懸念していましたが、最終的に発表された指針では独占認定のハードルが高いことが明らかになりました。過度な締め付けへの懸念は後退し、ネット関連企業にとっては朗報となりました。

但し、政府は金融に関連する分野は規制を強化しています。大手プラットフォームのフィンテック事業では、社会問題となった「ネット貸出業務」に対して取り締まりを強化し、銀行の資本規制を適用することで金融システムリスクの低減を図る方針です。また、2020年10月以降、個人情報保護法の策定に向けた動きが加速しており、中国においても個人情報の保護が進むとみられます。

政府は当面、このような分野を絞った規制強化を行うことで、消費者に害を及ぼすような不適切なビジネスモデルや企業を排除し、業界の健全な発展を促していく方針と考えられます。

Ⅰ ハイテク企業の株式上場取りやめは投資家保護の面も

最近、中国ハイテク企業のIPO（新規株式公開）の取りやめが増加したと報じられました。中国の新興企業向け株式市場の一つである「スターボード（科創板：上海）」をみると、IPO取りやめの件数は、2019年の23件、2020年の51件に対して、2021年は3月末までで76件に達しました。しかし、これは企業への規制を強化しているというよりも、これまで不十分だった投資家保護を手厚くしているという面が強いといえそうです。

2019年に設立された科創板では、IPOに関して「許可制」から「登録制」へ規制緩和に踏み切ったところ、上場を目指す企業が不十分な情報開示のまま大挙して登録を希望したという経緯があります。かかる状況下、政府が投資家保護の観点から内容を精査した結果、IPO取りやめの増加につながりました。IPOを取りやめた企業をみると、中国株式市場の長年の問題である「情報開示の不足」や、「株式委託保有など複雑な株主構造」、「利害関係者間の取引」等が原因となっています。

政府がこれら問題のある企業のIPOに待ったをかけたことで、今後は情報開示の充実や、IPOにおける適切な価格の付与により適切な投資家保護がなされるとともに、上場企業の質の向上が図られていくと考えられます。

政府はインターネットプラットフォーム事業の発展を支持すると表明

4月10日のアリババへの処罰の発表と同時に、政府は中国中央テレビ局のウェブページ上で、インターネットプラットフォーム事業が経済の中で重要な役割を果たしていることを強調し、インターネットプラットフォーム事業の発展を引き続き支持すると表明しました。この姿勢は、2月7日発表の「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」において、マイルドな規制強化にとどめたことから窺えます。

2021年から始まる第14次5カ年計画において、政府はイノベーションを前面に打ち出しており、引き続き「大衆創業・万衆創新」政策による民間の活発な創業環境を維持すると予想されます。そのためには、中小企業が大手企業に淘汰されるか、買収されるだけで終わるのではなく、競争の活性化や健全化を通じて産業の発展につなげていく法整備が不可欠となっています。アリババへの罰金を含む一連の規制の動きは、短期的には企業活動を抑制する可能性があります。消費者と投資家を適切に保護するためには避けて通れない道であり、中長期的にはネット関連業界の健全な発展に寄与すると期待されます。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。